

季節雇用の離職手続きは

お早目をお願いいたします

◆雇用保険の各種手続きはお早目に！◆

< 離職手続 >

提出期限：

被保険者でなくなった日の
翌日から10日以内

必要書類：

出勤簿又はタイムカード・賃金台帳

退職届（通年雇用）・雇入通知書（季節雇用）

※出勤簿及び賃金台帳は、1年分（今期分）必要になります。
但し、勤務日数が少ない場合は、追加で資料をご用意いただくことがあります。

※離職票が不要な場合、退職届・マイナンバーのみご用意ください。

手続の際…

マイナンバーも

必要です！

（番号のみ・カードの
写等は不要）

書類提出・お問い合わせ先：

労働保険事務組合 塩沢商工会

TEL：025-782-1206

FAX：025-782-4044

